

揖保川流域懇談会 情報公開方針（案）

揖保川流域懇談会規約第6条に基づき、情報公開の方法について以下のように定める。これに定めのない事項については、懇談会で定める。

1. 会議の開催案内

- ・会議の開催案内は、報道機関に対して情報提供を行うほか、姫路河川国道事務所ホームページに掲載する。

2. 一般傍聴者の申し込み

- ・一般傍聴者の受け入れは、先着順とし、懇談会当日に会場にて受け付けるものとする。
- ・可能な限り希望者全員が傍聴できるようにするが、会場に入りきれない場合は先着順とする。

3. 審議結果の公表

- ・会議配布資料等は、事務所ホームページにて公表する。
- ・議事録の概要（発言要旨）については、出席委員の確認を得て事務所ホームページにて公表する。
- ・会議配布資料等において、公開することが不適切と懇談会が判断した資料（貴重種の生息・生育場所が特定できる資料等）については公表しない。

4. その他

- ・一般傍聴者の審議時の発言は、原則認めないものとする。なお、審議終了後の発言機会の取扱いについては、座長の判断による。

以上